



外国人の方の 登録制度が変わりました

2012年
7月9日
から

外国人登録法が廃止になり、外国人の方も日本人と同じく住民基本台帳法が適用され、住民票に記載されるようになりました。外国人と日本人で構成する世帯の方は、一緒の住民票に記載されます。

●住民票が作成される外国人住民の対象者

中長期在留者（永住者・定住者等3カ月を超える在留資格）、特別永住者、一時庇護許可者または仮滞在許可者、出生による経過滞在者または国籍喪失による経過滞在者

◇3カ月以下の在留資格の方、短期滞在の資格の方、在留資格のない方は住民登録されません。

◇在留資格等の変更手続きは、市役所への届け出が不要になりました。地方入国管理局で手続きをしてください。

◇既に在留期限を超えて日本に滞在している方は地方入国管理局へ相談してください。

●今までの外国人登録証明書がなくなり、特別永住者の方は「特別永住者証明書」に、中長期在留者の方は「在留カード」に変わります。

下記の期日までに変更の手続きをお願いします。

対 象 者	16歳以上の方		16歳未満の方
特別永住者	次回確認日が 2015年7月8日以前の方	2015年7月8日までに	16歳の誕生日までに
	次回確認日が 2015年7月9日以降の方	当該日までに	
永住者	2015年7月8日までに		16歳の誕生日または2015年7月8日のいずれか早い日までに
その他の在留資格の方	在留期間の更新時または在留資格の変更時		在留期間の更新時または16歳の誕生日のいずれか早い日までに

◇変更手続きには、写真、外国人登録証、パスポート等が必要です。

◇特別永住者証明書は、市役所窓口で申請をしてください。

◇在留カードは、地方入国管理局へ申請することになりますのでご注意ください。

●上陸許可を受けた方・引っ越しをされた方

住所を定めた日から14日以内に在留カードを持参し、市役所で転入・転居の届け出をしてください。

市外へ転出する方は、市役所窓口で転出の手続きが必要になりました。転出証明書の交付を受けてから、転入先の市町村窓口で転入の手続きをすることになります。

詳しくは法務省入国管理局のホームページをご覧ください。

http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1/

■問い合わせ■ 市民課 市民グループ ☎52-1111（内線105）